

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	居宅介護支援経過記録への記載
① サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する。 例：体調不良による休みや利用の振り替えなど。	口頭	なし	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③周知した事実
② サービス提供の回数変更	利用者や家族の都合によるもので、同一事業所における臨時的、一時的な週1回程度のサービス利用回数の増減については、「軽微な変更」に該当する。	口頭	なし	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③周知した事実
③ 利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する。 なお、住所変更に伴い、住環境、家族構成等が変わる場合は、居宅サービス計画の再作成を行うこと。	口頭	第1表の修正箇所を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③周知した事実
④ 事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する。	口頭	第1、2、3、6、7表の修正箇所を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③周知した事実
⑤ 目標期間の延長	アセスメントの結果、長期目標が変わらない単なる短期目標の延長の場合は、「軽微な変更」に該当する。 なお、短期目標は達成可能なものとし、長期目標の終期には必ず一連の業務を行うこと。また、サービス担当者等の専門的見地からの意見を聴取すること。	口頭	第2表を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①サービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③当該計画の有効性及び目標を延長することで期待できる効果を含む介護支援専門員の判断 ④周知した事実

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	居宅介護支援経過記録への記載
⑥ 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する。	口頭	第7表を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③周知した事実
⑦ 対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更	指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合には、「軽微な変更」に該当する。 なお、貸与と販売のいずれかを利用者が選択できること、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供すること。	口頭	第2、3、6、7表の修正箇所を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①サービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③周知した事実
⑧ 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外による)単なるサービス事業所変更については、「軽微な変更」に該当する。 例: サービス提供事業所の休止・廃止など、事業所都合の場合。	口頭	第2、3、6、7表を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③周知した事実
⑨ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	アセスメントの結果、第1表の「総合的な援助の方針」、第2表の「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」、「目標」、「サービス種別」、第3表のサービス提供時間が変わらない、単なるサービス内容の変更の場合は、「軽微な変更」に該当する。 なお、例えば、通所介護で実施している入浴介助を訪問介護での入浴介助に変更する場合は、サービスの種別が変わるため、居宅サービス計画の再作成が必要。 例: 通所介護で機能訓練の一環として実施していた集団体操を個別体操に変更。	口頭	第2表を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①サービス担当者等の専門的見地からの意見を含む軽微な変更該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③当該計画の有効性及び目標を延長することで期待できる効果を含む介護支援専門員の判断 ④周知した事実

変更内容	延岡市の考え方	利用者からの同意	変更箇所への記載方法	利用者(家族)及びサービス担当者等への周知方法	居宅介護支援経過記録への記載
⑩ 担当介護支援専門員の変更	同一事業所内における担当介護支援専門員の変更の場合は、「軽微な変更」に該当する。 なお、新しい担当介護支援専門員が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。	口頭	第1、6表を見え消し。	周知方法は問わないが、確実に周知すること。	①軽微な変更に該当する状況(日時、内容) ②軽微な変更と判断するに至った介護支援専門員の考え ③周知した事実
共通事項					
※1. 利用者や家族の都合、交通事情による当日の提供時間変更(臨時的、一時的な場合)については、一連の業務は不要とする。 ※2. 変更箇所への記載については、事業所が保管する原本を見え消し修正し、変更内容を利用者及び担当者等へ周知すること。 ※3. 「軽微な変更」であっても、介護支援専門員の判断により、一連の業務を行うことを妨げるものではない。 ※4. 上記取扱いを行っていなかった場合は指導の対象となり、場合によっては運営基準減算の適用となる。					